

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月及び同年11月

私は、平成4年10月30日に勤務先を退職して1週間以内にA市B区役所C出張所で国民健康保険と国民年金に同時に加入し、自分自身で申立期間の国民年金保険料を納付した。納めた金額や納めた銀行名などは憶^{おぼ}えていないが、年金は、老後の生活資金として絶対に必要と思っていたので、国民年金保険料の納付書が送付されてきた時は納付期限内にすべて納めていた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和50年4月に国民年金被保険者資格を取得して以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間を含む4つの期間すべてについて厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、申立人の年金制度に関する理解は深く、保険料の納付意識も高かったものと考えられ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から同年 9 月まで

毎月隣組の人が国民年金保険料を集金に来ており、私がおの人に夫の分と合わせて現金で保険料を納付していた。夫は、申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①中の昭和 38 年 1 月 12 日に、申立人の夫と連番で払い出されており、申立人は、申立人が集金人に夫の分と合わせて国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の夫については、申立期間①の保険料が納付済みとされている上、保険料の納付日が確認できる申立期間①直後の期間において、申立期間②の 3 か月を除き夫婦二人の国民年金保険料は同一日に納付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①の保険料を夫の分と合わせて納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間①は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間②については、3 か月と短期間である上、申立人の夫については、当該期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間前後における申立人の保険料は夫と同一日に納付されていることから見て、申立人が当該期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間②の保険料は納付されていたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 12 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 37 年 4 月の結婚を契機に A 市へ転居したが、36 年 4 月から結婚前までは B 市に居住し、母親が代って国民年金の保険料を納付してくれていた。

長女が生まれた昭和 38 年ごろ、近所の人たちと年金の話をしたのを契機に、国民年金の加入手続を行い、保険料を納め続けていたので、申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料の未納についても全く記憶が無く、常々、保険料を納めていたので間違いなく納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間前後は任意加入期間として納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人に転居の事実は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどから、申立期間②の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

一方、申立人の国民年金記録は、昭和 36 年 4 月と 42 年 1 月の 2 回の手帳記号番号の払出しが確認できるところ、B 市の国民年金記録によると、38 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料が B 市の払出番号のまま納付されていること、及び 42 年 1 月払出しが記録されている手帳記号番号払出簿には、手帳記号番号の重複取消処理を行った記載があることを踏まえると、申立人は転居の際、国民年金の住所変更手続を行わず、改めて任意加入の手続を行い、保険料の納付を開始したものと推測され、申立期間①については納付されなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人は申立期間①について、特例納付等にてさかのぼって納付したことは無いと述べるとともに、任意加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は明確ではなく、納付状況等が不明である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年2月28日まで
② 昭和22年2月2日から29年2月5日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の脱退手当金をもらった記録になっているが、事実は受給していない。

会社が縮小になったときに、希望退職者を募り、脱退手当金をもらった者がいたとのことは聞いたが、私は、体調不良で退職したので脱退手当金の手続はしていない。

申立期間について、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の生年月日は、被保険者台帳、被保険者名簿及び被保険者番号払出簿のいずれにおいても誤っている上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と4,757円相違しており、その原因は不明である。

また、申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる者のうち、連絡先が把握できた6人から、申立期間当時の当該事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる供述を得ることはできず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

さらに、申立人の退職時当時における脱退手当金の受給資格要件からみると、申立人が供述する退職理由では、受給資格要件に該当しない上、申立人が制度内容を熟知した上で、退職理由を偽って脱退手当金を請求したとする事情もうかがわれない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、40年1月から同年9月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年10月から41年5月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月5日から41年6月1日まで

A社から同社C工場へ昭和40年1月に転勤し、43年3月まで勤務したが、転勤当初の40年1月から41年6月までの厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、同僚の供述、改製原戸籍の附票により申立期間当時申立人がD市に住所を有していることが確認できること、申立人が名前を挙げた同僚一人を含む3人の同僚（申立人と同じ工場勤務。）が、申立期間の始期である昭和40年1月前後の時期にA社から同社C工場に異動になったものの、同社C工場が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった41年6月1日までの期間については継続してA社において厚生年金保険に加入していた旨を供述し、当該同僚3人については、社会保険事務所の記録により、供述どおり、同社における被保険者期間が継続していることが確認できること、及び同社C工場が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった際に被保険者資格を取得している者315人のうちで記録の確認を行った35人（上記の3人を含む。）全員について、A社からの被保険者期間が継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人が同社に継続して

勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の、申立人と同じ業務内容の同僚の記録から、昭和 40 年 1 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 41 年 5 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く確認できないことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

昭和36年10月にA社に入社し、同社B営業所に勤務していたが、同社C支店を経て、39年4月に同社D営業所に転勤し、42年1月まで継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、昭和39年4月から同年6月までが未加入になっていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、同僚の供述、及び同時期にA社D営業所に転勤してきたと認められる複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録が同社本社の被保険者期間として継続していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年7月のA社本社に係る社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主についても連絡先が確認できないことから供述を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18年10月から19年8月までは120円、同年9月から20年9月までは180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和42年11月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年1月23日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和42年11月から同年12月までの標準報酬月額は3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から20年10月1日まで
② 昭和42年11月27日から43年1月23日まで

申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和18年10月1日に喪失したことになっているが、終戦後の20年9月まで継続して勤務しており、当時の給与支払明細書を保存しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、事業所名は記憶していないが、県外に短期間出稼ぎをし、勤務していたことがあるので、厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出したA社における昭和18年10月分、19年1月から同年4月までの分、同年6月分、同年9月分、同年11月分及び同年12月分の給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されてい

ることが確認でき、当該給与支払明細書から判断すると、申立人が 18 年 10 月 1 日以降も同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載され、かつ、昭和 18 年 10 月 1 日以降に同事業所における被保険者資格を喪失している同僚 193 人について被保険者記録を確認したところ、i) 20 年 10 月 1 日に同事業所における被保険者資格を喪失している者が 100 人、ii) 申立人の資格喪失日である 18 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、かつ、同日に B 社の被保険者資格を取得している者が 87 人、iii) 不明その他の者が 6 人となっていることを確認することができるが、B 社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認することはできない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社において昭和 20 年 10 月 1 日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 18 年 9 月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細書から、同年 10 月から 19 年 8 月までは 120 円、同年 9 月から 20 年 9 月までは 180 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社及び B 社のいずれにおいても前身企業であった C 社を承継する企業である D 社では、「当時の関係資料が保存されておらず、申立てに係る事実は確認できない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は県外において勤務していた事業所名を記憶していないが、県外に所在していた E 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、当該事業所の業務内容が申立人の仕事内容とおおむね一致することから、申立人が昭和 42 年 11 月 27 日から 43 年 1 月 23 日までの期間に同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 42 年 11 月から同年 12 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月22日から同年12月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和39年夏に、A社本社から同社B工場に異動しているが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録並びにA社本社及び同社B工場の回答内容から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年8月22日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社本社では、同社B工場において申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が遅れたものと推測されるとしているものの、当時の関係資料が無く明らかでないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②のうち、昭和55年10月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月9日から55年10月1日まで
② 昭和55年10月1日から56年2月2日まで

申立期間①については、A社における給与支払明細書を保存しており、社会保険事務所が記録している標準報酬月額が間違っていると思われるので、調査し訂正してほしい。

申立期間②については、A社に勤務していた期間に空白期間があるが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額

及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和 54 年 7 月から 55 年 9 月までの期間については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も当時の関係資料等が保存されておらず不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和 54 年 7 月から 55 年 9 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人が提出した同事業所における給与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 55 年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した当該事業所における給与支払明細書から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は関係資料等が保存されておらず不明としているが、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、56 年 2 月 2 日に、再度、厚生年金保険の適用事業所となっており、事業主からこれらの届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 55 年 10 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、会社を退職後、昭和 47 年 8 月に実家に戻り自営業を始めたが、母から同年 9 月の国民健康保険加入と同時期に国民年金に加入したと聞いた。

その後も国民年金保険料の納付は母に任せていたが、集金の方が出入りしているのを見たことがある。

私は、昭和 55 年 6 月に結婚後に実家を出た際、母から妻に 2 冊の国民年金手帳が渡され、平成 6 年ごろまでは所持していたが、引っ越した際に前の分の手帳は処分してしまった。

母が平成 18 年 6 月に他界し、実家の荷物を処分した際に領収書等も一緒に処分してしまった。

妻は、母を唯一知っている集金の方の顔を憶えている^{おぼ}と言っており、その方は、昭和 60 年ごろ、妻の国民年金の申請免除の手続をしてくれた人であり、ぜひ探して調べていただきたい。

なお、捨ててしまった最初の年金手帳の記憶がある限り、未納は無いと信じている。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する国民健康保険の記録において、申立人の国民健康保険への加入は昭和 47 年 9 月となっているものの、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 12 月に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部（昭和 47 年 8 月から 50 年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

は見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を集金により納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点においては、申立期間のうち昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、過年度分の保険料とされ、集金人を通じて納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、会社在职中に、知人達から厚生年金保険は 20 年掛けた方が良いと言われ、会社退職後も厚生年金保険に任意加入し、3 年ほど厚生年金保険料を払って 20 年の期間を満たした。

その後、国民年金にも加入すれば年金額が増えると聞いたので国民年金への任意加入手続をして国民年金保険料の納付を始めた。

途中で任意加入であるので国民年金保険料は納付しなくても良いと聞いたので一時納付することを止めたが、その後、強制加入扱いとなったため、国民年金保険料の納付を再開した時、役場の窓口で、職員から未加入期間についても国民年金保険料を納付すると継続になりますと言われ、納付書を持って銀行で一括納付した。

手続の時期や納付場所については、はっきりと憶えていないが、妻の国民年金保険料はすべて納付済みになっているのに私の分の国民年金保険料が未納になっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿索引票により、申立期間①は、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後の期間であることが確認できることから、当該期間において、申立人は国民年金に未加入であるため、さかのぼって国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A 市が保管する「国民年金保険料納付一覧」において、申立人の妻の納付記録欄は、申立期間②を含む昭和 61 年度から 63 年度末までについて設

けられているものの、申立人の納付記録欄は設けられておらず、A市への照会結果、同市では「当該『納付一覧』については、未加入者についての納付記録欄を設けることとしていなかった。」と回答していることから、平成元年度当初の時点において、申立人の当該期間に係る記録は未加入であったと推認される。

さらに、社会保険庁の記録において、申立期間②直後の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付されていることが確認できる上、当該期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成元年 5 月以降の時点において、昭和 61 年 4 月にさかのぼって同資格を取得したとされことから生じたものと推認され、申立人の国民年金への再加入時期及び保険料の納付再開時期は、昭和 63 年度の国民年金保険料の納付期限を越えた平成元年 5 月以降であるとするのが自然であり、この時点においては、申立期間②の大部分（昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間）は、時効により保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる。

加えて、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻の保険料の納付金額、納付時期及び納付期間の記憶が明瞭でなく、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等の詳細が不明である。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月及び同年 3 月

私が 20 歳になった時に父親から国民年金の加入を勧められ、父親が私の国民年金の加入手続をした。父親が集金に来ていた隣組の代表者に私の国民年金保険料を支払っていた。父親は既に亡くなっており、国民年金保険料の納付状況等詳しいことは分からないが、未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 9 月に申立人の姉と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付以外の方法では納付することができないことから、申立人の父親が集金に来ていた隣組の代表者に申立人の国民年金保険料を支払っていたとする申立内容は不自然である。

また、A 市 B 区役所が保管する申立人の姉の国民年金被保険者名簿により、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の姉も申立期間の国民年金保険料は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年8月まで

私がA市の店舗の2階に間借りし、その店でアルバイトをしていた昭和36年4月ごろ、その店の主人が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を支払い、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた。

昭和42年に結婚してB市に転居したため、B市役所に国民年金手帳の住所及び氏名の変更手続きに行った時に、同市の職員から年金手帳を預けて1週間後に取りに来るようにと言われたので、国民年金手帳を預けて帰った。再度、B市役所に国民年金手帳を取りに行ったところ知らぬと言われ、そのまま新たに国民年金に加入させられた。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月に払い出されたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立人は、36年4月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得すべきところ、申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した42年5月に強制加入被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立期間を含む6つの期間について国民年金の未加入期間とされていることが確認できることから、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていなかったと見られ、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、仮に、申立期間が国民年金被保険者期間とされていたとしても、申

立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 5 月に厚生年金保険第 4 種被保険者資格を取得し、厚生年金保険だけで老齢厚生年金の受給資格に必要な被保険者期間を確保しようとしていたことが推認できる。

加えて、B 市では、昭和 42 年当時、国民年金の住所及び氏名の変更届出時に国民年金手帳が提出された場合、その場で国民年金手帳の住所及び氏名の変更を行っていたことが確認でき、同市で国民年金に係る住所及び氏名変更の手続の際に国民年金手帳を回収され、新たに国民年金に加入させられたとする申立内容は不自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年2月まで

国民年金については、A町（現在は、B市）役場からベージュ色の国民年金保険料の納付書が郵送されてきていたので、自分で同町役場に保険料を持参して支払っていた。申立期間の月額保険料は数千円であった。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成元年2月に老齢厚生年金の裁定を受けた後の同年4月に任意加入被保険者資格を喪失し、2年3月に任意加入被保険者資格を再取得しており、申立期間はすべて国民年金に未加入の期間であることが確認できることから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間及び申立期間前後における国民年金被保険者資格の取得並びに喪失^{あいまい}に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から同年11月まで

私は、県外のAに在住していた昭和40年9月に、書類を入手するためにB区役所C出張所を訪れたところ、窓口の女性に「あなたはもう国民年金に加入しなければいけない。今だったら、最初から国民年金保険料を納付することができる。」と言われたので、現金で国民年金保険料を支払った。その当時の国民年金保険料月額は記憶している。

平成19年9月ごろ社会保険事務所を訪れた時、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることを初めて知った。昭和40年9月にB区役所C出張所の窓口で国民年金保険料を支払ったと記憶しているが、同年12月からの納付記録となっていることは理解できない。

当時私は、仕事上、昼間はなかなか役所に国民年金保険料を納めに行けなかったため、1年とか1年半とかの国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、仕事が忙しい12月にB区役所C出張所を訪問したこと自体が考えられない。

社会保険事務所を2回訪問して申立期間の国民年金保険料を納付したことを説明したが、国民年金手帳に検認印が押されていないとして取り合ってもらえなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は、昭和40年9月10日に発行されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳に達した昭和40年3月にさかのぼって国民年金強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、同年3月の国民年金保険料

は過年度納付以外の方法では納付することができない上、申立期間当時、B区役所C出張所では、国民年金加入の届出を受理するのみであったことが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳により、昭和40年12月に、申立期間直後の同年12月から41年3月までの国民年金保険料が初めて納付されていることが確認できることから見て、国民年金の加入手続をしたB区役所C出張所において、40年9月に、同年3月にさかのぼって国民年金保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 12 月まで

申立期間については、「厚生年金保険から国民年金に移行するので国民年金保険料を納めてください。」という趣旨の書類が A 町役場から送られてきて、その後何度か電話があったので、仕方がないと思って国民年金保険料をまとめて、さかのぼって納付した。金額が大きかったので、なぜもっと早く教えてくれないのかと A 町の職員に言ったことも憶えている。

どこでどのように納めたかはよく憶えていないが、父親を早く亡くし、弟と私の二人分の収入で一家が生活していた当時の私にとっては大きな金額だったので、納めたということは良く憶えている。申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 9 月ごろに払い出されたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、昭和 49 年 12 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得すべきところ、63 年 9 月にさかのぼるに止まっていることが確認できるとともに、申立期間を含む 3 つの期間が国民年金の未加入期間とされていることが確認できることから、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかったと見られ、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、仮に、申立期間が国民年金被保険者期間とされていたとしても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 62 年 2 月から同年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付するこ

とができない期間である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 2 月から 43 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 2 月から 43 年 9 月まで

私は申立人の夫であり、申立人の代理人として申し立てる。

結婚後、妻が国民年金に加入したと言っていたが、私は気にも留めていなかった。その後、妻も私も何の不信感も無く国民年金を受給してきたが、私達夫婦の年金記録を調べた結果、私の分の国民年金保険料は 1 か月たりとも欠けずに納付されているが、妻の国民年金保険料は 60 か月が未納になっており、納得できない。

昔、妻から結婚前の昭和 36 年から 39 年までの国民年金保険料をボーナス時に納めたと聞いたことがある。妻の分と私の分の国民年金保険料の納付記録を突き合わせれば分かると思うのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 10 月に払い出されており、社会保険庁の特殊台帳によると、当該国民年金手帳記号番号により、40 年 4 月から 41 年 1 月までの申立人に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、申立期間①及び②を包含する 41 年 2 月から当該国民年金手帳記号番号が取り消された 57 年 11 月までの申立人に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

また、昭和 44 年 9 月、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②のうち 41 年 2 月から 42 年 6 月までの期間は特例納付以外の方法では納付することができない期間であるものの、41 年 4 月以降の申立人の住所地を管轄す

る社会保険事務所が保管する第2回目及び第3回目の特例納付に係る国民年金保険料の領収済通知書には、申立人の名前が見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付した事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する第1回目の特例納付収納事跡を市町村に連絡した収納通知書により、申立人が、昭和47年6月に、申立期間①直前の36年4月から37年11月までの期間の国民年金保険料を特例納付していることが確認できるものの、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付した事実は確認できない。

加えて、申立人が昭和47年6月に申立人とその夫の国民年金保険料を特例納付した時点において、申立人が60歳に到達した時点における国民年金保険料の納付済期間は、国民年金受給資格取得に必要な最低限の納付期間である300月となることが確認できることから、申立人は、国民年金受給資格取得に必要な期間についてのみ特例納付したものと考えるのが自然である。

このほか、申立人の夫は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等の詳細が不明である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 3 月までの期間並びに平成 10 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から 46 年 3 月まで
② 平成 10 年 2 月及び同年 3 月

60 歳になった時に昭和 42 年から 44 年までの国民年金保険料が未納との通知があり、その時点では、45 年分の保険料は納付済みとされていたが、後日、42 年分の保険料は納付していると国民年金手帳を見せたところ、45 年度の検認印が無いのを見て、改竄^{さん}して 43 年から 45 年までが未納とされた。検認印が無いから国民年金保険料が未納というのは納得できない。父が私の国民年金保険料を納付していた時もあるが、当時の納付方法についての記憶は定かではないが、集金で納付していたと思う。申立期間①当時は、自営の店を開業した時期で、スタッフも数人いて子供も生まれ、大変忙しく検認印の有無には関心が無かったように思う。検認印が無くても納付の記録は役所で管理してあると心配していなかったのに、検認印が無いとの理由で申立期間①の保険料が未納と言われても納得できず、何かの間違いではないか。1 日中店にいたので集金に来れば納付しているはずである。納付した金子^{きんす}が市役所の年金課まで、きちんと届けられたかどうかは分からないが、保険料を完納した自信は私にある。

申立期間②については、平成 10 年 3 月まで納付書により国民年金保険料を納付している。区役所からは、同年 4 月から保険料を納付しなくてよい旨の通知があったし、同年 3 月までは、保険料を納付していたことは記憶にあり、確定申告書にも記載している。

なお、60 歳からは任意加入となるとのことは、知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、父親が申立人に係る国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとし、昭和40年2月ごろに父親と同居していたA市B（現在は、A市C区B）からA市D（A市E区Fを経て、現在は、同市G区F）に転居して、同所において自営の店を開業した時点以降からは、申立人が国民年金保険料を集金人に納付し始め、集金人が来れば納付していたとしているものの、申立人が父親から国民年金手帳を引き継ぎ、自ら保険料を納付し始めた時期に関する申立人の記憶は定かでない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の昭和42年12月までの検認印は、「A市C」であることが確認できることから、この時点までは、A市Bに居住していた父親が申立人の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間①に係る国民年金印紙検認記録欄には検認印は無く、申立期間後の昭和46年4月からは「A市E」の検認印が押されていることが確認できることから、39か月にも及ぶ期間について、集金人が集金をしたにもかかわらず、1度も申立人の国民年金手帳に検認印を押さなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、このほか、当該期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、平成10年*月*日で申立人は60歳に到達し、国民年金の被保険者資格を喪失するため、国民年金保険料を納付しなければならないのは、同年1月までである上、申立人が任意加入の手続を行ったことをうかがわせる記録は確認できないことから判断すると、同年2月及び同年3月分の国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難く、申立人が当該期間の保険料を納付書により納付することはできなかったものとするのが自然である。

また、申立人は平成10年分の所得税の確定申告において、国民年金保険料を納付したことを申告していることが確認できるものの、当時は、確定申告書に納付した国民年金保険料の領収書等の証明書類を添付することは義務付けられておらず、証明書類の添付は17年分の確定申告時から義務付けられたものであることから、確定申告書の所得控除欄に国民年金保険料額の記載があることのみをもって、申立人が国民年金保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から54年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで
⑤ 昭和53年10月から54年5月まで

結婚してから、国民年金に加入し、会社に勤務し始めた昭和54年5月までは定期的に国民年金保険料を納付しており、途中で納付を止めたことは無い。

申立期間当時は、3か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付しており、その時の領収書は国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していたが処分した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月13日に払い出され、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳においても申立人が同日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

申立人は、「国民年金に加入後、厚生年金保険被保険者の資格を取得する昭和54年5月までの国民年金保険料は定期的に納付しており、未納は無い。」と申し立てているものの、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度の国民年金印紙検認記録には45年4月から同年9月までの欄に検認印が押されているとともに、国民年金印紙検認台紙には印紙が貼付^{ちようふ}され、検認印で消印されている一方で、同年10月から46年3月までの欄

には検認印は無く、国民年金印紙検認台紙にも印紙の貼付^{ちようふ}は無い上、契印が押され切り取られるべき国民年金印紙検認台紙部分がそのまま残されていることから判断すると、申立期間①の国民年金保険料は納付されていないと考えるのが自然である。

また、申立期間①から⑤のすべてに、国民年金の現年度保険料の納付期限が4月末日となる1月から3月までの期間が含まれており、申立人の国民年金被保険者台帳によれば、昭和50年8月に同年1月から同年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるほか、申立人が所持する国民年金手帳において保険料の納付日が確認できる42年7月から45年9月までの期間における保険料は、43年10月以降において納付期限後の納付となっていることが多く確認できることから判断すると、申立期間①から⑤については、納付期限を過ぎたため、保険料を現年度納付することができなかったために未納のままとされたものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険事務所及び市のいずれもが、5回にわたる申立期間に係る国民年金保険料の収納事務のすべてを誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年9月まで

私は、神経質な方で会社を退職後には、すぐに健康保険や厚生年金保険の任意加入手続をしていた。しかし、平成2年9月に退職した際は、厚生年金保険の加入年数が20年に達していたことにより、厚生年金保険を任意継続することができなかつたので、A市B区役所で国民健康保険と国民年金に同時に加入の手続をしたはずだ。毎月の保険料納付は面倒なので、ある程度まとめて納付していたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人から提出された年金手帳は、「C社会保険事務所・再交付」の印があるものの、国民年金手帳記号番号、国民年金において初めて被保険者となった日及び年金手帳の交付日等の記載が無い上、同手帳は昭和49年11月から61年3月までに交付されていた規格の年金手帳であることが確認でき、申立人が主張する平成2年9月に国民年金の加入手続が行われたことを示す資料とは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間当時は単身で生活していた上、一緒に国民年金保険料を納付していた知人もいないとしており、申立人の申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付等について、供述を得られる者が見当たらない。

加えて、平成9年1月1日に基礎年金番号が付番される以前に、申立人に

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月まで

国民年金保険料は 100 円刻みで増額されてきたと思うが、350 円の時から夫の手续で加入し、当時、これに 100 円を加えた金額を国民年金保険料として納付しており、私が集金に来ていた区の役員に納めていた。

町村合併で A 村が B 市になったが、この A 村で納付していた国民年金保険料が記録漏れになっていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間について、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行っていたとする夫は既に死亡していることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料が 350 円の時国民年金に加入したと主張しているが、国民年金保険料が 300 円になったのは昭和 44 年 1 月であって申立期間より後の期間である上、国民年金の付加年金制度も 45 年 10 月から始まり、当時の付加保険料は 350 円であることが確認できることから、申立人の申立内容には不自然な点が見受けられ、申立期間当時においては、申立人は国民年金に加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人は、市町村合併により申立人の国民年金保険料の納付記録が漏れたのではないかとしているものの、A 村が 9 つの町村の合体合併により B 市になったのは昭和 29 年 10 月であり、国民年金制度が始まった 36 年 4 月よりも 6 年半前であり、申立内容には矛盾する点が認められる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 7 月 28 日に払い出さ

れており、B市が保管する被保険者履歴簿によると、申立人は同年7月29日に任意加入被保険者の資格を取得していること、及び申立期間においては、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者とされることから、申立期間までさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料もさかのぼって納付することもできなかったと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがえる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 56 年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 56 年ごろまで
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。A 市役所において国民年金の加入手続を行った上で、保険料を納付した。その後、B 市、C 市などに転居したが、その都度、転居先の市役所で国民年金保険料を納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が一時居住していた D 市が保管する国民年金記録から、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点において初めて、国民年金の被保険者資格を取得したものと推測されるとともに、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間中の数度にわたる転居に際して、転入した市役所等において国民年金に係る住所変更の手続を行っていないと供述しており、転入した市役所等から申立人に対して国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

さらに、申立期間は約 15 年と長期間にわたる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年ごろから51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年ごろから51年4月まで

昭和51年5月にA社に勤務する3年から4年くらい前に、母親から国民年金への加入を勧められたことから、加入手続を行い、保険料は母親が納付してくれていたのに、社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年5月25日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において、申立人は国民年金に未加入であったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続に関する申立人の記憶は明確でなく、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に亡くなっているため、国民年金の加入、納付状況等も不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間について、私はA市の嘱託職員として勤務し、勤務当初より 26 万円の給料をもらっていた。

申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が保管する申立人に係る平成8年4月1日付けの人事異動通知書及び公共職業安定所の雇用保険記録により、申立人が採用された時点における給与月額が16万5,000円であることが確認でき、この金額は、社会保険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬月額に相当することが確認できる。

また、申立人が提出した申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、社会保険事務所は、A市が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を平成8年7月11日に受け付けていることが確認できることから、申立人が事業主により給与から控除されていた申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時に届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料であり、事業主は、その後の随時改定において厚生年金保険料額を申立人の主張する標準報酬月額に修正したものと認められ、申立期間直後における社会保険庁のオンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額は、申立人の主張する月額給与額に相当する額とも一致する。

さらに、申立期間について、申立人が主張する月額給与額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を申立人は所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る社

会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を上回る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 7 日から 42 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 49 年 3 月 20 日に脱退手当金が支給されているとの回答を受けたが、私は脱退手当金の受給を申請したことはない。A社を退社し、すぐにB市からC市に転居しており、社会保険事務所の所在地も知らず、3人目の子供が生まれた直後であったので、受給申請手続きができるような時間も状況も無かった。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、上記最終事業所における被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和49年3月20日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の脱退手当金が請求された昭和48年度当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるところ、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない11か月であるなか、厚生年

金保険被保険者番号がすべて異なる過去の3つの厚生年金保険被保険者期間が漏れること無く支給対象期間とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求された事情はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 23 日から 36 年 1 月 30 日まで
社会保険事務所に昭和 34 年 12 月から 36 年 1 月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。給与明細書は残っていないが、正社員として一緒に仕事をしていた姉が勤務の事実を証言してくれるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業主の名前、事業所の所在地を記憶しており、申立人が名前を挙げた同僚二人にはA社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、そのうちの同僚の一人（申立人の実姉）からは申立期間における申立人の同社における勤務についての供述が得られることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 34 年 12 月 23 日から 35 年 3 月 31 日までの期間は、A社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時のA社の従業員数は 20 人ぐらいであったと記憶していると説明しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 35 年 4 月 1 日時点の被保険者数は 7 人であり、その後に被保険者資格を取得した者は、申立期間より後の 36 年 4 月 25 日までいないことが確認できる。

さらに、申立人が、自身と一緒にA社に入社し、同じ仕事に従事して、自

分より少し長く勤めていたとして名前を挙げた同僚は、申立人が同社を退職したとする申立期間終期から4か月後（入社から約1年6か月後）の昭和36年5月25日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、被保険者名簿から名前が確認できた同僚3人から聴取した結果、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する約10年前から勤務し、同社が適用事業所に該当すると同時に被保険者資格を取得していることが確認できる者一人を除く二人については、各人が記憶している入社時期より被保険者資格取得時期が遅れていることが確認でき、同社は、入社と同時に被保険者資格を従業員に取得させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、住所が判明した取締役二人に文書照会したが、連絡が無いことから聴取することもできず、当時の事情を確認することができないとともに、被保険者名簿で名前が確認できた同僚からは、申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する有力な供述が得られない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 31 日から 44 年 1 月 4 日まで

A社に昭和 42 年 3 月 21 日から 44 年 2 月 10 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認でき、申立期間内に厚生年金保険被保険者資格を取得し申立期間終期とほぼ同時期に資格喪失した同僚が、申立人の申立期間における勤務状況を記憶していること、及び当時の事業主が申立人の名前を記憶していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においても同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上記名簿では、申立人については、昭和 42 年 3 月 21 日被保険者資格取得、同年 12 月 31 日同喪失、44 年 1 月 4 日同再取得、同年 2 月 11 日同再喪失と記録されており、申立期間における被保険者記録は確認できない上、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できず、申立人の雇用保険被保険者記録は、上記厚生年金保険被保険者記録とほぼ符合する。

また、上記名簿から名前が確認できた別の同僚が供述する在籍期間と同人の被保険者期間が大きく異なっていることなどから判断すると、事業主は、従業員について一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が認められる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主から聴取しても、「当時の人事記録等はまったく保存しておらず、社会保険関係事務は担当者任せにしていた。

当時正社員を 20 人程度、パート職員を 20 人程度雇用しており、正社員であれば社会保険に加入させていた。」との供述しか得られず、申立期間後に同社の事業を継承した B 社においても、当時の人事記録等の資料が保存されていないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月まで
② 昭和 46 年 2 月から同年 6 月まで

申立期間①については、事業所名及び事業主の氏名は記憶していないが、A市内の事業所で、B社の書籍等の営業を行っていた期間である。

申立期間②については、船員手帳は紛失しているが、C社において甲板員として勤務していた期間である。

これら事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、申立てにあるB社と名称が類似しているD社は、社会保険事務所の記録によれば、平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、D社における厚生年金保険被保険者資格を平成 12 年 5 月 1 日に取得した 15 人のうち 9 人が直前まで勤務し、かつ、B社の販売代理店であったE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、B社F本社では、「申立期間当時、A市内に営業所等は設置してい

ない。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険事務局が保管するC社の船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における船員保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた従業員二人は、それぞれ、「申立期間当時、申立人が勤務していたか否か分からないが、当時は試用期間が設けられていたのではないか。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の船員保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月から 43 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

前に勤務していた会社を退職してすぐにA社に入社し、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における雇用保険被保険者資格の取得日は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の役員に照会したところ、「当時、半年から1年程度の試用期間があったと記憶しているが、申立人に係る記憶は無く、関係資料等も保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、一人は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、臨時職員から正社員になった者もいたと思うが、臨時職員であっても社会保険には加入していたのではないかと思う。」と供述している一方、残りの二人は、それぞれ、「申立人がいつから入社したかは分からないが、臨時職員として入社し、間もなく転

職したような記憶がある。当時、臨時職員から正社員になった者もいたと思うが、臨時職員の間は日雇労働者としての扱いではなかったかと思う。」「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成元年 4 月まで
新しい会社を設立するというので、社長となったAに誘われ、B社に勤務した。経営状態が悪くなり、社長が逃亡するまで勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務し、厚生年金保険料等が給与から控除されていたと主張しているところ、商業登記簿謄本によれば、同社は、昭和 63 年 5 月 25 日にAを代表取締役として設立されたこと、及び申立人が取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、B社は社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所の記録において、雇用保険の適用事業所としての記録も無いほか、申立人は、申立期間においては国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、登記簿謄本に記載された代表取締役等の役員は連絡先が不明であるため、これらの者から、申立人の当時の勤務の状況や厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

加えて、同時期に勤務したとする同僚について申立人は、姓のみしか記憶に無いとしているため、これらの同僚と連絡がとれず、申立人の勤務の状況等について確認することができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の書類を所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から平成元年9月25日まで
昭和61年8月からA社に再雇用されて平成2年5月まで勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日は元年9月25日という回答を社会保険事務所からもらった。同事業所に勤務していた期間は社会保険に加入していないはずはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録、申立人の申立内容及び申立人が名前を挙げたA社における同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人（資格喪失年月日が昭和61年3月21日）の欄から最後に記載されている被保険者（資格取得年月日が昭和62年8月17日）の欄までの間には、申立人が被保険者資格を再取得したことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、社会保険庁が保管するA社の職歴審査照会回答票には、申立人に係る2回目の資格取得年月日が平成元年9月25日と記録されている。

さらに、申立人が申立期間当時、受診したとする医療機関から発行された診察券には、初診年月日が昭和61年11月19日と記載され、政府管掌健康保険の任意継続によって受診していることを示すスタンプ印が押されていることが確認できる。

加えて、A社が申立人に発行した平成元年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄には金額が記録されているが、この額は、試算により算

出した同年分の雇用保険料並びに同年 9 月から同年 12 月までの間の健康保険料及び厚生年金保険料とを合計した金額とほぼ一致する。

一方、社会保険庁が保管する厚年年金額歴史回答票（以下、「年金額歴史回答票」という。）によれば、申立人に係る老齢年金は、昭和 61 年 4 月分から、在職老齢年金の支給が始まる直前の平成元年 9 月分までその全額が支給されていることが確認できることから、申立人が 60 歳に達する直前の申立期間に厚生年金保険の被保険者となることは考え難い上、年金額歴史回答票により、同年 10 月分から在職老齢年金制度による老齢年金の半額支給停止が始まっていることが確認できる。

加えて、法務局が保管する法人登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A 社は平成 6 年 12 月 1 日に B 社（現在は、C 社に商号変更）と合併し解散している上、C 社本社に照会した結果、同社では、「A 社に関する書類は見当たらない。」と回答しており、当時の賃金台帳等の資料が無く、事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。